



第5章 野火止用水の保存活用に関する基本方針

1 保存活用の方向性

国民共有の財産である文化財として、史跡野火止用水の本質的価値を適切に保存管理し、未来に向けて確実に継承していく必要がある。また、史跡の活用を図るとともに、史跡の本質的価値を顕在化させ、地域の核となる整備を目指す必要がある。これらの保存・活用・整備の諸課題へ総合的に対応するため、運営・体制の維持と充実を図ることも課題として挙げられる。こうした課題の解決に向けて、新座市では史跡野火止用水の保存活用に関する基本方針を以下のように整理した。

- ◆野火止用水の水路と水流を確実に保存する。
- ◆野火止用水がこの地域の生業や生活の礎となったことを伝える。

2 保存活用の方法

(1) 保存

- ・史跡野火止用水の本質的価値の保存のため、関係法令に則って各種の措置を計画的に講じる。
- ・崩落危険箇所については、被害拡大防止のための応急措置を行いながら、再発防止のための抜本的な対策を検討する。
- ・史跡指定範囲は、従来の考え方を基本とし、地区区分に応じた取扱区分を明示する。また、範囲確認調査を継続的に実施する。
- ・史跡指定範囲外の用水跡については、史跡に準じた扱いとし、積極的に保存を図る。
- ・今後保護を要する範囲については、土地所有者等の理解を得ながら追加指定を目指す。
- ・水流を確保するため、使用組合への働きかけを行う。
- ・関係機関、部局と連携して、地域住民の理解と協力を得て適切に管理を行う。
- ・継続的に調査・研究を行い、資料のアーカイブ化と積極的な発信を行う。

(2) 活用

- ・学校教育の場で、これまで以上に野火止用水の価値を伝えていくため、情報発信を拡充する。
- ・市内3大学の連携を強化し、県立・私立高校等との連携を積極的に図る。
- ・生涯学習を促進するため、既存の書籍等や説明板の更新を行い、多様な媒体での情報発信を行う。
- ・史跡の維持や活用を通じた地域活動を促進・継承する。また、地域住民の憩いの場として、



望ましい環境づくりを行うため、市民と行政の連携を強化する。

- ・野火止用水を市内外の方に新座市の魅力、地域のシンボルとして発信する。

(3) 整備

- ・恒久的な通水と水路形態を維持するため、法面の補修や護岸杭の交換、崩落の原因となる樹木の除去等の整備を行う。
- ・野火止用水の理解を深め、魅力を伝えるように、また、暮らしに身近な水辺空間として、散策や憩いの場として利用されるように、見学・通行者のための歩道の改善、危険木・支障木の除去等を行う。
- ・史跡周辺の生活環境や自然環境と調和を図りながら、在来種の生態系に配慮した整備を行う。
- ・安全上、緊急を要する整備について、地域住民や関係機関と連携し、速やかな対応を検討する。
- ・過去に行った整備についても、その手法の評価・検討を行った上で、社会情勢の変化に合わせた再整備を行う。

(4) 運営・体制の整備

- ・庁内や関係機関との連携体制を強化する。
- ・有識者等の専門的知見による指導・助言に基づいて管理運営を行う。
- ・埼玉県や関係機関と連携して、適切な保存活用整備に取り組む。
- ・地域住民や市民、ボランティア団体等と連携し、多くの住民が参画・協働できる体制づくりを行う。